

本委員会における安威川ダム建設事業の審議経過及び論点について

【再々評価(H15)】

審議の進め方
治水、自然環境について別途委員会が設置され、本委員会と並行した審議が行われていたため、当時は各課題についての方針等がとりまとめられていない状態。

本委員会では平成10年度の再評価以降、状況の変化がないものについては再評価時における評価を前提としつつ、その後の状況変化を中心に審議を実施。

治水
安威川ダムの治水機能の必要性については、平成10年度の再評価以降、特段の状況変化はなし。

利水
長期的には人口推計が減少傾向にあることや余剰工業用水の転用をはじめ、淀川流域全体での水需要の見直しの動きといった社会経済情勢の変化の中でその時点で水需要予測からの必要性を十分確認するには至らず。

危機管理の観点からも非常時において投資に見合うだけの機能を有効に発揮しうるかについて十分確認するに至らず。

環境対策
ダム建設によって失われる自然環境価値の問題に留意する必要はあるものの、環境アセスメント以降、必要な環境保全対策が講じられてきたことを確認。

【評価結果(意見具申)】

「条件付事業継続」

- ・利水機能の精査など基本的な課題が残されていることから府において課題の再精査を行うこと。
- ・用地買収や代替宅地の整備など、生活再建事業を進めることは認める。

基本的な課題の提起

(事業継続の条件)

治水機能

安威川ダムの治水機能を含めた神崎川ブロック全体の治水に関しては大阪府河川整備委員会で淀川水系神崎川ブロック河川整備計画の策定が進められていることから、技術的側面については当該委員会の結論が出た段階で改めて報告を受け、審議する。

利水機能

改めて一日あたり253万トンの需要見込みが適切かどうかなど、今後の実績データの検討を踏まえ、水需要対策としての必要性や危機管理対策全体の中での位置づけについて検証・精査を行い、再度利水機能の必要性を判断していく必要がある。

環境対策

今後「安威川ダム自然環境保全対策検討委員会」においてマスタープランが策定された段階で改めて本委員会で報告を受け、必要に応じて審議する必要がある。

大阪府河川整備委員会
(H15.2~H17.10 継続中)

大阪府水道部経営・事業等評価委員会
(H16.3~H17.8)

安威川ダム自然環境保全対策検討委員会
(H14.5~H17.10)

神崎川ブロック全体での治水のあり方の検討、治水の基本方針のとりまとめ

- ・治水安全度(1/100確率)
 - ・計画日雨量(相川基準点247mm/日)
 - ・計画降雨波形(S47年降雨パターン)
 - ・基本高水流量(茨木川合流地点900m³/s)
 - ・洪水処理方式(ダムによる洪水調節)
 - ・計画高水流量(茨木川合流地点250m³/s)
- 利水機能の縮小に伴うダムの規模見直し
・ダム高82.5mが76.5mに、事業費1400億円が1370億円に変更

最新の水需要実績を反映した水需要予測の見直し
府全体の水源確保量253万m³/日を231万m³/日に下方修正

府全体の水源計画の見直し(基本方針)
府民負担の最小化
既投資の有効活用
危機管理への対応など長期的な視点での安定供給
・丹生ダム・大戸川ダムからの利水撤退
・府工業用水道及び臨海工業用水道から上水道への転用
・紀の川大堰からの利水
により安威川ダムからの給水量を7万m³/日から1万m³/日に修正

安威川ダム自然環境保全マスタープランの作成(4つの基本目標、8つの実施方針を策定)
(基本目標)
動植物の生息環境の保全
新たに出現する水環境の保全・創出
地域との連携
自然環境の豊かな流域の育成

報告
(第8回11/11)

報告
(第5回9/8)

報告
(第5回9/8)

(本委員会における審議の主な論点)

本委員会における審議の条件とした「治水機能の技術的側面についての結論」とは河川整備計画策定そのものではなくてもよいのか。今回の報告は途中段階のものではないのか。

本委員会が提起した課題については、府において第三者委員会で審議するなど専門的かつ慎重に検討を進め結論を出していることから、これらの検討のプロセスに特段の問題がなければ本委員会としてもその結論を尊重することになるのではないのか。

近年一極集中型の豪雨が各地で甚大な被害をもたらしているが、このような豪雨の発生状況について、今回の河川整備計画を策定する過程においてどのような検討を行ったのか。

再々評価時点においても代替案の比較検討は行ったところである。今回、河川整備委員会でダムが最も妥当な治水手法と判断した理由は何が。

河川整備計画を策定する中で、土地利用や森林管理のあり方が変わってきていることをどう位置づけているのか。

また、森林保全による保水能力の向上が治水機能にとってどの程度の効果があるのかを定量的に示していくことで府民の理解が得られやすいのではないのか。

府が策定した水源計画は、国が策定中の「淀川水系における水資源開発基本計画(淀川フルプラン)」に反映されるのか。